

平成17年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成17年6月23日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（47名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 安藤重夫 | 2番 | 翠幸雄 |
| 3番 | 安藤次郎 | 5番 | 国井博 |
| 6番 | 道下和茂 | 7番 | 吉田建夫 |
| 8番 | 日浦興和 | 9番 | 浅野英彦 |
| 10番 | 杉山一郎 | 11番 | 長谷川勝彦 |
| 12番 | 中村重光 | 13番 | 藤沢敏夫 |
| 14番 | 村瀬明義 | 15番 | 高木俊一 |
| 16番 | 若原敏郎 | 17番 | 瀬川治男 |
| 18番 | 堀守 | 19番 | 吉村優 |
| 20番 | 宮脇孝男 | 21番 | 小澤菊治郎 |
| 22番 | 川口金二郎 | 24番 | 小川幸雄 |
| 25番 | 園部隆雄 | 26番 | 山田澄男 |
| 27番 | 上谷政明 | 28番 | 大熊和久子 |
| 29番 | 竹中光夫 | 30番 | 大西徳三郎 |
| 31番 | 戸部弘 | 32番 | 林和治 |
| 33番 | 春日井万里 | 34番 | 宮川久夫 |
| 35番 | 高橋秀和 | 36番 | 高橋一 |
| 37番 | 出村宏行 | 38番 | 高橋義和 |
| 39番 | 高田弥 | 40番 | 遠山利美 |
| 41番 | 杉山潔 | 44番 | 稲葉信春 |
| 45番 | 瀬古孝雄 | 46番 | 鵜飼静雄 |
| 47番 | 川村高司 | 48番 | 三島智恵子 |
| 49番 | 白井茂臣 | 50番 | 中野治郎 |
| 51番 | 白木健 | | |

欠席議員（１名）

23番 後藤 寿太郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 市長 | 内藤 正行 | 助 役 | 高木 巧 |
| 収入役 | 守屋 太郎 | 教 育 長 | 高橋 茂徳 |
| 参 与 | 溝口 義弘 | 総 務 部 長 | 土川 隆 |
| 企画部長 | 高橋 武夫 | 市民環境部長 | 島田 克広 |
| 健康福祉部長 | 宇野 利数 | 産業建設部長 | 服部 次男 |
| 上下水道部長 | 林 賢一 | 教育委員会 事務局 長 | 堀部 秀夫 |
| 林政部長 | 藤原 俊一 | 代表監査委員 | 三田村 晃司 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 坪内 博 | 議 会 書 記 | 今村 光男 |
| 議 会 書 記 | 杉山 昭彦 | | |

開議の宣告

議長（白木 健君）

おはようございます。

昨日に引き続きまして、本会議を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は47名であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の撮影につきましては、昨日同様、許可をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお、後藤議員が大学病院へ緊急に検査をしなきゃいけないということで、けさ 8 時10分ごろに本人より電話がありまして、岐阜大学の方にあります。そういうことで、本日は欠席ということでございますので、御了解をいただきたいと思います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

本日の会議録署名議員を指名させていただきます。

会議規則第81条により議席番号24番 小川幸雄君、議席番号25番 園部隆雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（白木 健君）

市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順であります。

議席番号12番 中村重光君の発言を許します。

1 2 番（中村重光君）

では、議長のお許しをいただきましたので、通告どおり 2 点について御質問をさせていただきます。

1 点目、長屋・石神地区を第 3 次許可地域（本巣地区）に参加できないかについて御質問をいたします。

森林と溪流、田園景観からなる美しい自然環境は、新市の誇るべき宝であります。潤いとゆとりのある生活基盤を提供するものであります。緑や水の保全を図るとともに、循環型社会の形成を図ることが重要と考えます。きれいな水、豊かな自然、住みよいまち、本巣市民の願いであります。

近年、本巣市も従来の農林業主体の町・市から、近郊都市の影響を受け、生活形態も変化してまいりました。これに伴い、一般家庭からの生活排水、工場、大型スーパー等の増加によって、河川の水質汚濁や生活環境の悪化が進行しております。このため、旧町村では下水道の整備は重要な課

題と位置づけ、地域の諸事情により、農業集落排水事業、または特定環境保全公共下水道事業で整備を進行中であります。

日本巣町においては、平成4年度に本巣町特定環境保全公共下水道事業基本計画が策定され、第1次事業として事業認可を受け事業に着手し、その後、認可区域の拡張を受け進行中であります。本巣浄化センターは平成13年度から建設工事に着手し、平成16年度1月に完成を見ております。処理フローシートは、導入マンホールポンプからオキシデーションディッチ、最終沈殿池、汚泥処理棟、塩素温和池を通り、清水となり板屋川へと放流されていく仕組みになっております。本巣浄化センターの計画処理人口は最大8,100人となっております。全体計画では、最終的に第3次認可区域終了人口は5,300人と報告を受けております。第3次許可区域（西河原、川尻、向道、山口、その他）の事業実施年度は、平成21年度から23年度の予定と報告を受けております。時間もあり、第3次許可区域に隣接する自治体（石神地域については川西地区と道路1本離れている隣接地域、また長屋地区においては、中島、川西地区と同様であります。人口は長屋が820人、石神は230人）を財政上の問題等々から、同時着工すべきではないかと考えます。ただし、前段で申し上げましたが、本巣浄化センターの処理人口の問題、文殊地区にバローの進出、安部工業所の建設等、当初計画した人口密度等の問題、また当初地元で説明した下水道事業基本計画の変更、技術的な問題等々、大きな問題が山積していることは把握し理解できるも、今日、本巣市が置かれている財政上の問題も含め、住民の理解と協力を得ながら、着々と新市づくりを進める中で検討に値する案件と考えます。担当部長の御答弁を求めます。

2点目に、岐阜県合併市町村支援交付金の件についてお尋ねをいたします。

都築紡績跡地の用地取得の問題についてお尋ねをいたします。

5月18日に行われた全員協議会で、内藤市長より説明がありました。都築紡績跡地の用地取得については十分な説明をいただいておりますので、今回質問をさせていただきます。

この問題は、3月の定例議会で県からもらえる合併支援金を充てて購入したいとの説明であり、議会で承認したにもかかわらず、県と市との考え方の相違から合併支援金を充当することができず、やむを得ず本巣市土地開発公社で購入する結果となりました。どうしてこのようなことになったのか、市の対応についてお尋ねをいたします。

県の合併支援金についての実施要項の資料を入手いたしました。皆様方のお手元にある資料を参考に見ていただきたいと思います。

平成16年度の地方債許可方針の運用については、下記のようにここに明記してあります。

平成16年度の地方債の許可に当たっては、地方債許可方針に基づき、別紙の細目に従って運用することと、総務事務通知の別紙第1、一般的事項の1の7項に次のように書いてあります。すなわち、「原則として当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得とあわせて造成事業または設計を行うものであって、次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて当該の事業債の対象とする」とはっきり明記してあります。はっきり明記されているにもかかわらず、今回、見込み事業で合併支援金を充当して土地を購入しようとした市当局は、県と一体どのような打

ち合わせをして合併支援金をもらおうとしたのか、疑問に感じます。

そこで、市長にお尋ねをいたします。1.市と県とどのような打ち合わせをして土地購入をしようとしたのか。

2点目、今回土地開発公社で購入するとのことであるが、その財源の対応はどのように考えておられるのか。

3点目、防災行政無線に合併支援金を充てるとお聞きをしておりますが、有利な合併特例債を充てることができる事業に合併支援金を充当するのはむだではないのか。

4点、5年間の間、合併支援金がもらえるから合併特例債の使えない事業に充てるべきではないのか。

以上4点について市長さんに御答弁をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

1点目については、上下水道部長に答弁をいただきます。

林君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、一つ目の御質問にお答えします。

特定環境保全公共下水道事業本巢処理区は、平成4年度に下水道基本計画を策定し、平成9年度に整備面積55ヘクタールの第1次認可を受け事業着手をしています。平成15年度には、整備面積87ヘクタールの第2次認可を受け、現在事業を進めているところであります。また、本巢浄化センターにつきましては、平成13年度より建設に着手し、平成16年4月に一部供用開始をしたところであります。本巢浄化センターの計画処理人口は8,100人で、平成25年度における処理区域内の予定人口となっております。現在の処理区内人口は6,810人であり、計画処理人口への到達率は84%であります。

議員御提案の本巢地域に隣接している糸貫地域の長屋・石神地区を本巢処理区に接続することにより、糸貫地域を含めた事業費の削減ができるのではとのことでありますが、長屋地区820人、石神地区230人を本巢処理区へ編入しますと、処理区域内人口は7,860人になります。したがって、計画処理人口への到達率が97%となり、本巢浄化センターの計画処理人口が、目標年度以前に到達してしまうおそれがあり、両地域を編入することは困難と思われまます。

いずれにいたしましても、処理区域を越えた編入については、受け入れ側、編入側双方の承諾が必要となります。今後、第3次認可計画を行う中で十分検討していきたいと考えておりますので、今後とも下水道事業の推進について御支援、御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（白木 健君）

2点目につきましては、内藤市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

都築紡績工場跡地の購入に關しましての御質問にお答えをいたします。

まずは、都築紡績工場跡地の購入につきまして、3月の議会で御議決をいただきましたものを、今回財源の關係で減額補正をさせていただき事態になりましたことにつきましては、大変遺憾なこととございまして、議会の皆様方に対しましておわびを申し上げる次第でございます。

まず、県とどのような打ち合わせをして土地を購入しようとしたのかとの御質問でございます。

昨年の予算編成時におきまして、この合併市町村支援交付金の充当をしたらどうかと、こういうことが議論されまして、県と打ち合わせする中で進めてまいりましたものでございます。県としましては、ちまちまとした事業に充てていただくと事務も煩雑ですし、なるべくまとまった大きな事業に充ててほしいというような話も出まして、しかも、当然のことですが、事業実施の点につきましても、市として見通しのあるものと。翌年度以降の事業実施のあかしとなる工場跡地利用計画を策定されれば予算確保ができる旨の指導があったということとでございます。県におきましても、事実7億円の予算要求をしていただいたものですから、私どもとしては十分採択されるものと考えていたわけでございますが、本年度に入りまして再度県と詰めをする中で、県は本市の用地取得については上物施設と土地が一体的で、上物の実施が確実なものに限ると。すなわち、上物の建物が確実に建てられる部分の用地に限ると、こういうふうな指導がありまして、結果的に認識の相違があったということで、今回のような変更となったわけでございます。

お手元に中村議員さんの方から資料の提出がございました、合併特例債の採択基準がございまして。これには、翌年度事業が実施確実となっております、この壇上で説明されたのは特例債の条件でございます。あわせて、ここに合併支援交付金の実施細目というのも出ておりまして、この3の交付対象経費の算定の(1)には、地方債査定基準のある事業については原則として当該基準によって得た額と、このように書いてあります。国庫補助基準のある事業、または地方債査定基準のある事業、ここら辺の解釈が若干違って来たのではないかと、こういうふうに書かれておると、特例債はここにありますが対象となる地方債でございますので、それに準ずるとということになるのではないかとということとあります。その辺の認識の違いが結果的にあったと。私どもとしては、十分市の考え方を説明しながら予算要求もしていただいたということとございまして、まともに確実に対象となるものと判断をしてきたわけと、せんだっての全員協議会におきましてもあのようにお話をさせていただきましたし、私も県内の市長会議におきまして、いらっしゃった知事に強くその辺を、そのように信じていたからこそそういうふうにしたわけでございます。

次に、2点目の土地開発公社で取得する場合の財源の対象は何かとの御質問でございますが、土地開発公社が金融機関からの借入金によりまして、当該土地を取得することになった場合には、その後、市が施設を整備する年度におきまして、土地開発公社からその時点での利子を含め買戻すこととなります。その財源としましては、合併特例債を予定しておるところでございます。

また、3点目の有利な合併特例債を充てることができる事業に合併市町村支援交付金を充当するのはむだではないかとの御質問でございますが、合併特例債は事業費の95%を対象とするものでございます。後年度においてその元利償還金の7割が基準財政需要額に算定されるものでございまして

て、補助金に置きかえてみますと、おおむね3分の2、66.7%に相当するものでございます。一方、県の合併市町村支援交付金は7億円がいただけるわけですが、これは10分の10の交付率ということで、要するに100%補助されるということでございますので、66.7%と比べますと、合併支援交付金の方が得だということになるわけでございます。むだではないかとおっしゃることにつきましては、これはそうではございませんと言わざるを得ないところでございます。

4点目の、合併市町村支援交付金は合併特例債が使えない事業に充てるべきではないかと、このようにおっしゃるわけでございますが、先ほど二つの要綱の資料を提出されたわけでございますが、合併特例債と合併支援交付金とは同じ条件だというふうな判断になりますと、合併特例債が使えない事業には合併支援交付金も使えないと、こういうことになるわけでございますので、合併支援交付金は5年間という期限がございますので、その間に何とか条件に合うように使っていきたいということで、防災行政無線の方に充てさせていただくというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔12番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、中村君。

12番（中村重光君）

では、自席から再質問をさせていただきます。

1番の長屋・石神地区について本巣地区に入れたらどうかという御質問で、今部長の方からのお話がありました。

上下水道部長、本当に誠実な御答弁をいただいて感謝をしておりますが、あなたをいつもずっと見ておりますと、本当に誠実な態度で接触していただくので非常に私もありがたいんですが、ただ、私はこの行財政改革について、実は非常に強い危機感を持っています。昨年の6月の一般質問にも内藤市長に5点ほどの問題提起ということで、分庁舎方式の再検討から、小学校、保育園、診療所、給食センターの再見直しをしないかんとということで、そのときは再質問をあまりしなかった。問題提起をするということで質問をしておきました。

それで、部長、実はあなたにお願いしたいのは、6月の10日に例の行革推進本部が立ち上げられたということを耳にしております。なぜ私があなたにこういう話をするかということ、これからの下水道事業は本巣市の財政を、相当おたくの担当の部署へ金を投資するということはもう事実なんです。だから、今までどおりの物の考え方、発想ではあなたの部署は務まらない。わかりますね。僕はあえてあなたに申し上げておるが、実は全体の部長さんにも申し上げたいと思う。だから、それくらいの危機感を持って、こういう問題提起をされたときは、真正・糸貫地域のエリアの問題、または本巣町と糸貫町の問題等々を含めて真剣に、こういう行革推進本部へあなたは出ていかれるんですから、積極的にできる範囲のところを実施してほしい。私も非常に難しいということは重々把握をしながら質問をしております。最悪でもいいですから、本巣大野線の県道から北側でも、ごく少数ですけどもやれるところからやっていくと、こういう答弁が実は欲しかったので、あなたにち

よっと再質問という意味で御答弁願いたいということです。

2点目の合併支援交付金の件につきましては、今、市長にるる御説明をいただきました。

私の感想を述べますと、1項目から4項目再質問をしようと思って準備をしてみました、しかし、私の考え方は、この1番のところ、市と県とどのように打ち合わせして土地を購入しようとしたのかと、この辺のところをあまり鋭く厳しく突きますと、市長が平成17年度に一般予算の175億6,000万の予算を3月議会に出されて、議会の議決をしたわけですが、これに関連する事業が、かなりこの中の案件が含まれていますね。一つ言えば、大型商業地の建設に伴う道路の周辺の整備やら駅の問題、いろいろ予算に入っていますので、私はこの2点目については答弁は要りません。できれば、今後こういうことのないように細心の注意を払っていただいて、気を引き締めていただいて、これからいろいろの議案・案件について県の方とも十分に打ち合わせをしていただく要望だけ出して、あと部長の方で1点だけで結構でございますので、よろしく御答弁のほどをお願いします。

議長（白木 健君）

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

質問の中にありました長屋・石神地区の編入の件でございますが、先ほど申し上げましたように、両地区を入れるのは困難かと思われま。その点につきまして、上下水道部として検討をさせていただいた結果なんですが、石神地区の一部を浄化センターにつないだときの処理能力を検討してみました。そうしますと、現在の計画処理能力の4,700立方メートルとなっておりますが若干オーバーするということになります。今後第2基目を築造することになっておりますので、その中で処理上の問題については解決するのではないかと考えております。

もう一つ問題がありますのは、配管の問題でございます。これにつきましても、現在下流域の排水管の布設が終わっております。これにつきましても、能力的にオーバーをしておりますので、配管については再度細部に検討を重ねさせていただいて、そこら辺の対応ができないかということを考えておりますので、また御指導をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、中村君。

12番（中村重光君）

それで結構でございます。ひとつ最大限の御努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号37番 出村宏行君の発言を許します。

37番（出村宏行君）

議長のお許しを得ましたので、通告してあります質問をさせていただきます。

昨日、大西議員の方からも同等の質問が出ておりますので、執行部の方に対して四つほど質問しておりますが、昨日御回答をいただいた件につきましては結構でございますので、私の方は利用計画というところを重点的に質問させていただきますので、よろしく答弁のほどをお願い申し上げます。

御承知のように、廃線されてから既に二、三ヶ月経過しておるわけでございますけれども、私も先週、既に廃線になりました黒野・揖斐、黒野・谷汲間、この間をずっと敷地状況を眺めてまいりましたが、一部かなり町村によっては利用されている箇所もありますけれども、大半が雑草が相当生い茂っておる状況でございますので、地元の関係者も不法投棄等による懸念がされておるのが実態でなかろうかと思っております。そうした中から、現在行われております協議会でも今後の方向性というものを打診されつつあるわけでございますが、私は私なりの方向性を申し上げますので、参考にできれば、もしくは採用もできる場所があればしていただきたいというようなことを申し上げます。

近年、少子・高齢化の動向は全国的な問題でありまして、地方都市においては、隣接する農山部地区での減少はさらに加速しておりまして、日々活動する人の動きも激減し、公共交通機関を利用する人口も減り、電車・バスを運営する企業も、経営難から各地で撤退・廃止問題が取りざたされ、本県におきましても既に実施された事実もあり、この4月からは、御承知のように、市内線、美濃町線、揖斐線、竹鼻線が廃止されております。その沿線の利用者多くの足を奪われたことは御承知のとおりでありまして、したがって、各自治体は代替としてバスの住民サービスを行っておりますが、幾つかの不便さが各地で聞かされ、日常生活の足として交通機関の必要性が大きな役割を持っていたことが痛感されます。

一方、廃止された軌道敷の跡地は、何らかの目的によって利用されているが、大部分は放置されたまま荒廃地となっているため、土地所有者の名鉄と各地域の自治体が協力して、跡地の有効利用ができるよう、各地区での便利で安全に日常活動ができ、地域区間、区間の交流が積極的にでき、さらに広域的な役割を持つことが重要でなかろうかと思っております。

そこで、現況でございますが、先ほど申しましたように、平成13年4月より関・美濃市間、黒野・本揖斐、黒野・谷汲間が廃止され、本揖斐駅の跡地、谷汲跡地、関・美濃市間は名鉄より買い取り、あるいは契約による譲渡によってそれぞれの目的で利用されつつありますが、その他はほとんど未利用のまま放置されてあるから、夏にかけて雑草が生い茂り、そのような状況が隣接の土地所有者といろいろ問題になっているのが実態でございます。また、今申し上げましたように、社会問題となっている粗大ごみの不法投棄の場所にもなりつつあるのが実態でなかろうかと思っております。

そこで私が考えた案でございますけれども、まず計画といたしましては、旧名鉄揖斐線、谷汲線、これは総延長約30キロメートルと聞いておりますが、1級河川、根尾川、糸貫、伊自良、三水川等、そういうところの田園市街地を見て、変化のあるルート沿線の特色を生かして、安全で自然と人に優しい活力のある歩行者道路、各地区で歴史、生活風土を地域住民が参加できる計画をす

る。こういうものを名鉄側と整理しながら計画を行ってはどうだろうということから、関係する県及び市町村、名古屋鉄道との覚書により整備計画を取り組んでいくというような形。それから横断する道路、水路等の必要な土地については、各施設管理者が覚書締結時の価格にて買い受けるものとしたらどうかと。上記以外の土地については、各自治体が名古屋鉄道と賃貸契約を取り交わし、その内容は自治体が毎年徴収する固定資産税の額と賃貸料と相殺する。また、その他の名古屋鉄道が所有する工作物については、施設ごとに査定しながら各自治体で協議するというようなことから、計画範囲といたしましては、特に本巣市の関係としては、忠節と本揖斐間でございますが、この間としては、仮称でございますが、岐阜西部広域電車・歩行者専用幹線道路。ということは、各自治体とも整備区間を同時に道路認定するとともに、その整備計画を作成して名古屋鉄道の同意を得るものとする。その他、用途的には緊急道路としての活用もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、まだ廃線してから数ヵ月しかたっていないので、これから各協議会では進行していきたく思っておりますが、やはり各市町村におきましても、この問題については早急に計画していかなきゃならぬだろうと思っておりますので、ただいま申し上げましたことにつきまして、適切な御答弁をお願いしたいと思っております。

議長（白木 健君）

高橋企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、名鉄揖斐線廃止に伴います軌道敷地利用計画につきましての御質問にお答えさせていただきます。

通告をいただいております件と内容がいろいろ出てきましたので、その辺はちょっと御理解願いたいと思っておりますが、まず名鉄揖斐線の廃止に伴います軌道敷地利用計画につきましては、きのうの一般質問でも御回答いたしました。この沿線市町で構成いたしております岐阜地域公共交通等調査検討協議会におきまして調査・研究を行いまして、全体的な方向性を示すこととなっております。また、名鉄からの要望事項等につきましても、名鉄が所有する土地を市が一括購入するということが基本となっております。本市に関して申し上げますと、市内に名鉄が所有いたしております土地につきましては約4万1,500平米という面積がございます。その土地を平成12年度の固定資産の評価額で売却をしたいということでございます。きのうも言いましたが、売却につきましても一括売却ということで、部分的な売却はしないということでございます。

それで、今後の利用計画につきましては、この協議会におきまして方針が示された後に、市としては検討してまいりたいと思っておりますが、先ほど言われました4項目ほど、少子化に伴う公共交通機関とか、それから歩行者専用道路の計画をしたらどうかとか、いろんな御提案をいただいておりますが、それにつきましては、今後十分行政としましても検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔37番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、出村君。

37番（出村宏行君）

ただいまの答弁でいいわけですが、本市で特に重要な箇所は、きのうもおっしゃったように、政田駅がいわい周辺の開発に伴ってくる関係だろうと思っておりますが、やはり独自でそのような格好で開発していくということも結構ですけれども、いずれにいたしましても、一括購入というのが前提条件だろうと思っておりますので、できる限りそのような計画を今から立てていただいて、財政とも絡み合わせて、悔いのない計画を立てていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号29番 竹中光夫君の発言を許します。

29番（竹中光夫君）

議長のお許しを得ましたので、3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、借入金による土地購入を延期すべきでないかということでお伺ひしたいと思ひます。

私は、3月定例議会において、17年度予算編成の中に土地購入費として9億5,000万円が計上されているのに対し、財政収入の厳しいときであり、不要不急の土地購入はやめるべきであるとして、17年度予算を強く反対してきたところであります。そして、その購入資金は県からの補助金7億円を充当するものとされておりました。ところが、5月になって、県からこの補助金の交付が得られなくなったとのことでありますが、この7億円の補助金が得られないということであれば、不要不急の土地購入は当然に白紙に戻すべきであると考えます。また、現在の土地価格は依然として下降傾向にあります。どの地方土地開発公社にとってもたくさん遊休地の土地を抱えております。その活用は非常に困難なときが継続しており、これからもその活用はなかなか難しい時代が推移するものと思っております。本巢市の将来財政を健全に推移させるために、差し当たり必要のない土地の購入はぜひ延期すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、本件土地購入は、今議会にて土地開発公社にて購入する計画に変更されておりますが、ほとんどは借入金による資金調達であります。土地開発公社における土地の取得管理については、理事会の決議事項となっております。この決議にかかわる理事は、購入土地の将来の活用、あるいは借入金の返済についてどの程度の責任を持ってもらえるのか、お伺ひいたします。

いま一つ、通告は特にしていないので説明だけしていただきたいんですが、手続と日程について疑問を感じることをお聞きしたいと思います。

去る4月28日の総務常任委員会にて、都築紡績跡地の建物取り壊し契約の説明を受けました。その後、5月初旬に解体業者との取り壊し契約が取り交わされたと思っております。その18日後ですが、5月18日の全員協議会にて合併補助金が得られないとの説明を受けました。この間わずか18日か20日間のことであります。解体業者との取り壊し契約の説明の常任委員会か議会にかにおいて、合併補助金が交付されないということを同時に説明できたのではないかと疑問に思っておりますので、この

20日間余りの日程を説明していただきたいと思います。

2番目の質問をお願いいたします。

放置自動車対策についてですが、昨年10月に当市は放置自動車等防止条例を制定し、本年4月から施行されています。現在、本業市内に放置自動車等がどれだけ確認されているか、またその処理についてどんな施策を実施されているか、そして、確認されたもののすべて処理見込みが立っているのかどうか、お伺いいたします。

3番目に、固定資産評価員の選任についてお伺いしたいと思います。

非常に難しいんですが、固定資産評価員と固定資産評価審査委員、2通りあるようですので、私がお聞きするのは、固定資産評価員の選任についてお伺いしたいと思います。

現在、当市の固定資産評価員及び評価補助員には、助役初め優秀な職員が選任されていますので特に問題ないと思いますが、現在の固定資産、中でも土地価格の変動は非常に厳しい変化をしている状況にあります。日常の業務に追われる職員の皆さんが、その変動する土地価格の推移を確実に把握するのは大変な作業だと思います。そこで、地方税法にはこのように書かれております。地方税法 404条、固定資産評価員の設置ということで、その2項にこのように書かれております。「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する」とされております。また、もう一つ 405条の方ですが、固定資産評価補助員についても、「市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる」とされております。そこで、この法に基づいて評価に関する知識及び経験を有する者を選任し、この変動の厳しい時期に対処すべきでないかと考えますが、当市の方針をお伺いしたいと思います。

以上3点について、よろしくお伺いいたします。

議長（白木 健君）

1点目についてを、溝口参与からお願いをいたします。

参与（溝口義弘君）

それでは、借入金による土地購入は延期すべきではないかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

都築紡績跡地（2万坪）の土地の購入につきましては、旧糸貫町の課題事業といたしまして新市に引き継ぎ、これまでに議会、あるいは全員協議会において、再三にわたって議員の皆さん方に御説明し、また御協議をいただいて、土地を購入することで、17年度の予算で公有財産購入費として7億7,000万円、それから建物の解体撤去費として2億円を計上し、議決をいただいているところでございます。

この件につきましては、議員さんからは3月の定例議会、先ほども申されましたが、予算議会では反対ということでございました。また、定例議会において、今回と同じような一般質問をされており、その中に、当日は質問ではなく、一方的に議員さんの考えを述べていくということで述

べられました。また、そのときに議員さんが申されましたのは、糸貫町のときの議会でこれは決めたことではないということ意見を意見として申されました。そんな中で、市長がここで議長に指名をいただいて、これは糸貫町の全員協議会の中で賛同を得て進めていることだというようなことで、わざわざ手を上げられて申されております。当然、この時点において、議員さんもこの土地取得については、いろんな機会あるごとにお話はあったと思いますけれども、やはり答弁も求められないということで、十分御理解がいただけたというふうに私は理解をしているところでございます。

今回の土地購入に当たりましては、財源といたしまして、合併支援交付金を充当し購入計画をいたしておりましたが、交付を受けるに当たりまして、県との調整を行う中におきまして、先ほど中村議員からも御指摘がございました。そんな中で市長が答弁をいたしました、やはり事業との一体化、あるいは明確化において理解度の相違がございまして、充当が非常に難しいというふうに判断をいたしましたのでございます。そんな中で、今回6月の一般会計の補正予算におきまして減額の調整をさせていただき、今後土地購入につきましては、土地開発公社に市から取得の申し出をいたしまして、その後、土地開発公社の理事会を開催していただきまして、その理事会の中で、公社の理事さんにこの土地の市からの依頼による代行取得について協議をしていただくというようなことになっておりますので、御質問の文章の中には一部理事さんをないがしろにというようなことも書いてありましたが、公社の理事さんをないがしろにするというようなことではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

参考までに、もし土地開発公社で土地を購入していただくというような形になったときのスケジュール的なものを申し上げますと、まず市長から土地開発公社の理事長あてに土地の取得の申出書を提出します。それから、それによりまして今度は理事長が土地開発公社の理事会を開催いたします。これにつきましては、この取得についての理事会で協議をしていただくということになります。そこで協議が調いますと、今度この取得に対しまして、市と土地開発公社で期限を付した中で契約の締結をいたすわけでございます。それから、その後に実際の土地の契約、これは仮契約になりますけれども、土地開発公社と土地所有者との仮契約になります。その次に、土地の売買契約の議決というものが出てきます。これは、公社が取得するから議会の議決が不要というものではございません。この部分についても議会の議決が必要ということになってきますので、この時点で臨時議会をお願いいたしまして、議決をお願いすることになってきます。その次に本契約。あとは登記手続、代金の決済というようなことになってくるわけでございます。これは参考までに、今後の流れということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど時系列の中で、4月28日に建物の取り壊しのお話をさせていただいて、それから5月の初旬に解体の契約というような話がありまして、私もちょっと日にちが十分、議員さんが申されましたが、確かに建物の解体、取り壊しというものにつきまして、総務委員会、あるいは全協というような形でお話をしました。この部分につきましては、御承知のように、本来の指名競争入札で解体を行えばこういう急いだ内容にもならなかったと思いますけれども、できる限り経費の削減という中から、随意契約の方法をとらせていただいたという中で、多少のこの部分で詰まった

お話で事業を進めてきたということでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それから、今後公社でもし土地を購入した場合は借入金によるわけでございますけれども、やはり今後の買い戻しでございますけれども、その部分につきましては、市長が中村議員のときにも申されたと思っておりますけれども、やはり合併特例債で買い戻しをしていくという形を考えてまいりたいということで、この事業につきましては、あくまでも総合計画と位置づけをしながら、合併特例債は9年間残っていますから、9年間のうちに行える事業の中で買い戻しをしていきたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（白木 健君）

2点目につきまして、服部産業建設部長から答弁をいただきます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、放置自動車等防止条例の施行後の活動についてお答えをさせていただきます。

本年4月1日から現在までの状況を報告させていただきます。

全部で11台の車両の確認をしております。うち1台は県道にございまして、本条例の適用除外になりますので、岐阜建設事務所に処理を依頼しております。残り10台のうち1台は盗難のバイクでございました。防犯登録証により所有者が判明いたしましたので、撤去勧告書その所有者に送付し、既に撤去を確認しております。残りの9台でございますが、これは真正地域、真正分庁舎北に4台、それから糸貫地域、本巣松陽高校北に1台、根尾の越波橋付近に4台というものでございまして、車体に撤去警告書の貼付をするるとともに所有者等の調査を行い、うち6台について車体番号より登録してある所有者が判明しましたので、撤去勧告書その所有者に送付し、送付後30日を経過したのものについては順次撤去命令を送付しております。なお、6台につきましては、先ほど申し上げました根尾地域の越波橋北にございまして軽トラック3台以外ということでございます。今のところ、その所有者からの問い合わせ等もなく、また撤去の確認もとれておりませんが、この残り9台につきましては、引き続き条例に定めた手続を経て、最終的には廃棄物として処理していくこととなります。見込みといたしましては年内に何とか処理したいと考えております。以上でございます。

議長（白木 健君）

3点目につきまして、土川総務部長から答弁をいただきます。

総務部長（土川 隆君）

では、固定資産評価員及び評価補助員の選任についてお答えをさせていただきます。

固定資産評価員及び評価補助員の選任につきましての手続、また法的な根拠につきましては、議員が御発言されたとおりであります。改めて述べさせていただきます。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定に基づき、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置することとされております。選任につきましては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから市町村長は議会の同意を得て選任することになっており、本市におきましては、昨年3月

議会におきまして選任同意をいただきました助役が評価員となっております。

次に、固定資産評価補助員につきましては、評価の対象となる固定資産の件数が膨大であり、これを一人の評価員が担当することは不可能であることから、固定資産評価員を補助するために、地方税法第 405条の規定に基づき設置しているものであります。固定資産評価補助員は、通常税務関係の職員が携わることが一般的であり、本市におきましても税務課の職員、根尾総合支所の総務課の職員、合わせて8名を充てておるところでございます。

固定資産評価業務は、複雑、専門的な知識を有する作業であり、そのため評価業務の一部を不動産鑑定士協同組合等への業務委託等により進めているところであります。こうしたことから、固定資産評価員及び評価補助員につきましては、現在の体制で対応ができるものと認識をしております。御理解のほど、よろしくお願いたします。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

自席で再質問させていただきます。

先ほど私が質問した中で、一つははっきりと答えてもらえなかったことがあったような気がするんですが、4月28日の総務常任委員会で解体業者との説明がされたときに、補助金が得られないことを説明できたのではないかとということで質問したんですが、その点について特にお答えがなかったんですが、答えてもらえたですか。ちょっと私が聞き漏らしたかもわかりませんが。

議長（白木 健君）

はい、溝口君。

参与（溝口義弘君）

私が先ほどここで御答弁申し上げたときに、この時系列で言われたことについては通告がございませんので、ここに資料を持ち合わせておりません。そのことについて、今この議場で答弁してくださいと言われましても答弁できませんので、よろしくお願いたします。

29番（竹中光夫君）

わかりました。じゃあ、いま一度お伺いします。

土地開発公社にて審議されるということになっておりますが、きのう高橋議員が述べられたように、現在、長期総合計画も確立しておりません。はっきりした計画もなしに、土地購入の必要性が明示されておりません。理事会で審議されるのに、漠然とした計画の中で不要不急の土地を審議される理事さんの立場は大変かと思いますが、理事の皆さんの責任ある決議をされるようお願いし、なお、決議された事項については、理事として借入金の返済、土地の完全な活用が完了するまで責任を負ってもらえるのかどうか、理事長である助役さんにお伺いしたいと思います。

2番目の問題についてですが、一つだけお伺いしたいと思います。

放置自動車等とありますので、放置自動車以外で何か確認されたものがあったかどうか、お伺い

したいと思います。

3番目の問題ですが、評価員の選任については、今部長が言われたとおりで十分かと思いますが、ただし、評価員は専門職員であります。その責任を十分果たされるようお願いいたします。

そして、先般、都築紡績の跡地購入価格の説明の中で市長はどのように説明されております。売り主から購入価格3万8,000円の原価にて売ってもらえると、原価で買えることを強調されておりましたが、売り主の購入地の8万坪、そのうちの4分の1を買うのに、売り主が買った3万8,000円そのまま、4分の1を買う当市の原価になるとは私は考えられません。土地の性質及び場所によって、その原価はそれぞれ変わってくると思っております。評価専門職員が市長の側近にいなから、このような発言のあったことは非常に残念に思います。今後とも土地価格、土地評価、経済情勢等を一層研さんされるよう希望します。研さんのために、今後の対策としてどんな研修方法を考えられているか、これも助役に質問したいと思います。

議長（白木 健君）

高木助役、答弁お願いします

助役（高木 巧君）

まず、第1点目の土地開発公社、私、土地開発公社の理事長を仰せつかっております。そういった観点からこの土地の購入につきまして、公社の理事さんであります議会選出、あるいはその他の執行部の職員も理事として任命されておるわけでございますが、総合開発計画に具体的位置づけがない段階での土地購入についてはいかがなものかと、こういう視点からの御質問であったかというふうに理解します。

そこで、今議会で債務負担行為の債務保証ということで9億円をお願いしてございます。これは、先ほど時系列的に今後の公社と市との関係の流れを参与から説明をさせましたが、その中で債務保証、要するにこの議会での御議決をいただければ、それが公社としては債務保証の最大のお約束事ということになりますので、理事に責任がとっていただけるのかというようなお話にはなりません。したがって、これはあくまで公社と市との間で金銭関係についての約束事と、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

ただ、この公社での理事会の議論は、先ほど、これも参与からの説明の中でありましたように、合併特例債を充当する事業につきまして、計画の中で買い戻しということにもなっておりますので、それらが総合計画の中でどう位置づけされるのか、これにつきましては、昨日の高橋義和議員さんとの議論もございしますが、そういう中で進めていきたいというふうに考えております。

ただいまの答弁を考えておるさなかに、最後また私の方へ質問が来たわけでございますが、ただいまの土地開発公社の理事長としての答弁準備中のことございまして、御質問の趣旨がちょっとわからなかったものですから、大変申しわけございませんが、もう一度そのあたりのところをお聞かせいただければ、御回答ができる部分についてはさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

服部産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

放置自動車等の「等」でございますけれども、自動車のほか、法で定めております原動機付自転車、ここで言いますバイクがこれに該当をいたします。よろしく申し上げます。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

助役の質問をもう1回同じことを言いますけれども、評価員である皆さんは土地については専門職員だと思っております。だから、土地評価については常に土地価格、経済情勢等をいつもかも勉強されていかなければならないだろうと思うんですね。そのためのどんな勉強の方法をとられるか、今後どんな計画を持ってみえるかをお聞きしたんですが。

議長（白木 健君）

はい、高木助役。

助役（高木 巧君）

私自身の関係で2回も時間をとらせまして、申しわけございません。

おっしゃいますとおり、先ほども説明がありましたように、評価員は1名でございます。補助員が税務課の職員8名ということでございますので、まずそのところを再質問の趣旨をちょっと訂正をさせていただきます。

それから外部委託の部分もでございますけれども、税務課の職員の中で専門的な職員を配置する中で、その研修につきましても、税という点で公平性が保たれなければなりませんので、そういう意味から、当然のことながら専門研修を受けさせております。

まず、評価補助員の実務経験につきましては、税務職員を養成するという私どもの使命もございます。しかし、そういった職員をさらに職場内で指導していく立場、そういう観点から、長い方で7年の税務経験を有する者、5年、6年、4年といった職員を中堅に置きまして、新たに1年何ヶ月の職員をそこへ配置をして、組織として事務の引き継ぎをさせておるということでもございます。それと専門研修もさせておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔29番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

いま一つ、市長にお伺いいたします。

市長は、6月18日の総務常任委員会の席上において合併補助金が出なくなった説明の中で、県が4月になって補助金の不交付について説明してきたと述べられております。その指示からしますと、4月28日あるいは5月の最初の全員協議会において、解体業者との契約の説明をされるとき

に、合併支援金が交付されなくなったということをわかっていたんじゃないですか。わかっておって何で説明されなかったかということに私は疑問を持っているんです。お願いします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

この場での質問でございますので、時系列的なことはちょっと調査してみないと、手帳なんかも見てみないとわからん点がありますので、ちょっと時間をちょうだいしたいと思います。

29番（竹中光夫君）

結構です。終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号32番 林 和治君の発言を許します。

32番（林 和治君）

お許しを得ましたので、一つだけ質問をさせていただきます。

砂利採取の規制についてというテーマで上げてありますけれども、余りにもひどい状況を見たときに、市では指導要綱ができておるようですけれども、要綱なんて完全に無視されて、例えば民間の家の際から50メートルというのが要綱で定められております。ところが、県の砂利採取法と申しますか、条例と申しますか、それには10メートルでいいということで、我々の意見は全く通っていきません。それともう一つ言いたいのは、本当に資源が欲しくて砂利を取っておる業者もございませぬ。また、私が目にしたのでは、残土を埋め戻すために穴をあけたという業者もございませぬ。そんなようなものと同じ扱いにしないで、別扱いにして規制することができないかということ。

それから、おっしゃいますことが、わしらは岐阜でやったって各務原でやったって、後はやりっ放しで逃げていくんだということで、きのうも整地をしたようですけれども、15日に委員会がありましたときに私が取り上げましたら、役所の方から呼びつけて何かを言ったらしいので、早速これを整地にかかりましたけれども、とにかく泥を捨てるのが目的やもんで山盛りなんですわ。ならずにあぜより高く、水が入らんという状況でほうり込んであります。したがって、今年度はもう作付をあきらめたと、地権者の方はね。そんなようなことで非常に困っております。私も改良組合長もことし引き受けておりませんで、米の生産調整の割り当てに随分苦労をいたしました。ところが、7反何歩は遊んでしまうということなのね。こんなくらいなら難儀せんでもよかったになと思うんですけれども、後の祭りです。そんなようなことで、ここだけじゃなしに、市で定めた要綱ではだめだと思うんです。本来言えば、私は一時、善良な業者も不良な業者を含めても、二、三年間は砂利採取を禁止するという方法がとれないかということをお伺いしたいと思ひまして、質問をいたします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

砂利の採取を規制する条例を制定できないかとの御質問でございますが、砂利採取事業は、砂利採取法に基づきまして県が専属的に所管しまして、県知事の許可によって行われる事業であります。また、事業そのものを規制する条例は、砂利採取業の健全な発達を目的としている法の趣旨を否定することになりまして、地方自治法の規定により制定することはできません。しかし、砂利採取事業につきましては、市民の安全・健康・福祉を保持するために、本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱を設けまして、市、地元自治会、事業者との間におきまして三者による協定書を締結しております。本年度より、地権者にも事業の責任の一端があるということをお覚しいただきますために、誓約書をいただくことといたしました。このことにつきましては、昨日の川村議員の御質問に御答弁をいたしました。市の要綱にその点も盛り込んでまいりたいと思っております。

また、市内で行われている砂利採取事業はほとんどが農地でございます。農業委員会の一時転用許可というものが必要となってくるわけでございますので、農業委員会の御審議の場におかれましても、その適否について十分配慮をして行っていただきたいと思う次第でございます。特に環境への影響を考えると、砂利採取後の埋め戻しが最も重要な問題であります。4月より市の関係課職員が毎日砂利採取パトロールを実施し、常に現場の状況把握に努めており、違法な行為等を発見した場合は直ちに県に通報しまして、現場を確認させたりしております。さらに、各自治会長に対しましては砂利採取事業の説明を行いまして、地元での監視体制につきまして協力をお願いするなど、今後、県や地域とともに事業者を厳しく指導・監督してまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

〔32番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、林君。

32番（林 和治君）

市でもパトロール的に回って見ておられたんですか、今まででも。これからやるとおっしゃったんですか。

議長（白木 健君）

はい、市長。

市長（内藤正行君）

これは、先日の委員会等でもお話をさせていただきましたが、当然監視もしております。ただ、目の行き届かないことがあって、議員の方からあそこはどうだということまで御指摘いただいたり、あるいは地域の方から御指摘いただいて確認するという場合もございますが、採取事業を行っているところにつきましては、一定の期間、当然、市内の諸事業で回るときなんかにも確認をするというような形でやっているところでございます。

〔32番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、林君。

32番(林 和治君)

今まででも県の職員が、大体毎月二十四、五日に2人が回ってきておりました。彼らの指導方法は、ごみめいたもの、それからビニールだとかコンクリートのかげらなんかが入っておらなきゃそれでよろしいんです。そして、当然当初の申請書のとおり、額縁的に残して保安距離をとって、それから中を掘るんですけども、その中を埋め戻したら、今後は外周りの額縁をきれいにさらえていってしまう。これは何をやらせておるんだと言いましたら、私らは帰って明るる日に文書で指導しますとおっしゃるのね。ところが、その次に来たときにも同じことをやっておっても何らとめ立てはしていないんです。その場でなぜ言えないのかと言うんですけども、あんなものは来てもらってもガソリンのむだ遣いと人件費のむだ遣いやで、来てもらっても来てもらわんでも変わりませんので、県の方へお断りをお願いしてください。何にもならんということだけは、皆さんの目で確認されておるんです。あんなもの来て何になるんじゃと。そして、最終的には工事の完了届も、私は真正の役所でとめ置きました。あれで完成したとは言えないよと。市長も見ていただいておりますんでわかるんですけども、整地というものは、ブルで整地をしてもまだ水を張ると高低差があるもんなんです。ところが、真ん中が山になって、私らの目から見ても泥の量が異常に多いなあということはお考えおったんですけども、ならしてみたらあぜより高くなってしまったと。ことしはつくりようがないということであきらめんならんようなことで、現状の確認もせずに工事の完了届を受け付けた役所はどこ役所でしょうか。

それやら、せんだってある部長が、私が業者を呼んで道路の改修をやらせましたとおっしゃいました、委員会の折に。現実はいかがなものか。私は裏からもとまでわかっておるんです。まるきり自分がやらせたようなことをおっしゃいますけれども、うそだけはついてほしくない。以上で終わります。

議長(白木 健君)

はい、市長。

市長(内藤正行君)

県が回ってきてその場で指示していかなかったと、このようにおっしゃいますが、現場にいらっしゃる方は作業員でございますので、作業員に申しまして十分徹底しないので、責任者である会社の社長さんとか、そういう方から十分伝えてもらわないかんということで、それにはやはり会社の方へ文書で出さないかん、そういう形になって指導していると私は思います。

また、現場をよく確認しなくて完了届を受けたと、このように言われるわけですが、それは現場での確認を怠ったということもあろうかと思っておりますけれども、今の旦内の事例なんかは、林議員におかれましてはすぐそばのことでございますし、そうしたことはおかしいぞということなら、農業委員長さんでもありますので、職員を通じて私ども関係の者に申し出ていただきたかったなと思うわけです。結果からだけ言われましても、これは残念だったなと。その前に十分私どもの方が確認するという、それを怠ったことにつきましては、これは申しわけなかったと思います。

議長（白木 健君）

それではここで暫時休憩をいたします。

10時45分から再開をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

議長（白木 健君）

それでは、続きまして会議を開かせていただきます。

46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、5点通告してありますので、順次質問をいたします。

答弁はなるべく簡潔にさせていただいて、鵜飼のせいではなくなったと言われたいというふうをしたいと思います。

第1番目は、（仮称）美濃メガモールの建設に当たって青少年対策はどうなのかということについてお伺いいたします。

もともところした大型ショッピングができることによって、青少年の教育環境、生活環境、いろんな面でよからぬ影響が出てくるというのは、もうだれもが心配しているところであります。とりわけ小・中学生など子供を持つ親にとっては深刻な問題もあるんじゃないか、そういうような声もたくさん寄せられています。そうした中で、この施設の問題、あるいはそれをめぐるいろんな問題を考えるときに、私たちがどうしても抜きにして語ることはできないのは、業者が勝手につくるという状況ではなくて、市もその周辺整備等についてさまざまな協力をしているわけでありまして。そうした中で、今度の建設が恐らく来月あたりから始まるだろうと思いますが、市とのかかわりという中で物事を考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

そこで、まず第1にお伺いしたいのは、最近、教育関係者を集めた説明会が事業者のもとで行われたと聞いています。そこでどういう話し合いがなされたか、あるいはまた、どのような意見が出されたのか、それをお伺いして、再質問のところでもそれをもとにした質問を改めてしたいと思います。これが第1点であります。

第2番目は、財団、とりわけ織部の里、NEO桜交流ランドの経営改善についてであります。

まず、織部の里についてであります。

この織部の里というのは、いわばサービス業であります。これをサービス業という観点に立って、初日にいただきました16年度の事業内容等を見ておりましたときに、例えばNEO桜交流ランドと比べると、はるかに経営状況はいいわけでありましてけれども、それでも横ばいの状態、あるいは若干収益が減っているんじゃないかという状況になってきています。そうした中で、私は本当にサービス業として、この本巢市を、とりわけ157号線を通る人たちに、より利用しやすい施設にしていくということが必要ではないかというふうに考えています。そのためには、現行の営業日数、

営業時間について見直しをする必要があるのではないかというふうに思っています。営業時間で言えば、私が前に根尾へ参りまして、その帰り4時ごろだったと思いますけれども、織部の里に寄ってそばを食べようかということで考えておりましたけれども、もう閉店でした。今は必ずしも同じ時間でやっているとは言いませんけれども、しかし、いずれにしても物販施設、あるいはレストラン、いろんな施設がありますが、それぞれを総合的に利用できるような利用者本位の営業形態を考える必要があるのではないかというふうに思っています。そのあたりの改善方向についての見解をお伺いしたいと思います。

二つ目は、NEO桜交流ランドであります。御承知のとおり、今回の事業報告の中で開業以来最大の赤字というふうに報告をされています。細かい数字は、お手元に皆さん配られてお目通しだと思つて避けますが、一つだけ数字を申し上げますと、15年度の予算・決算、そして16年度の予算・決算、この流れを見てみますと、例えばホテル館、15年度の予算が1億5,719万円、決算が1億3,136万円ということで、2,600万円ぐらいの決算が、これは収益ですが減っています。そうしたことをもとに16年度の予算が1億2,355万円というふうに組まれ、決算は1億1,909万円ということで、15年度の決算をもとに16年度の改善計画というのが出され、どういうふうに経営を安定させていくかということが昨年度いただいた資料にもいろいろ書かれていたわけでありましてけれども、この結果を見ると必ずしもそういうふうになっていないと。そういう結果として、開業以来最大の赤字になっているわけでありまして、私はこれまでのような、悪く言えばちまちました改善ではなくて、本当に抜本的な改善を図らないことには先行きないなというふうに言わざるを得ません。本当に根本的な、抜本的な改善をどういうふうに図っていくか。そのあたりのことは常に検討されていると思うので、そうした検討の経過、そして今後の方針についてお伺いしたいと思います。

3番目ですが、国民健康保険税の減免制度の改善をという問題であります。

御承知のとおり、国民健康保険税には法定減免と申請減免というのがございます。これは、国民健康保険法77条に、「市町村の条例で減免をすることができる」という申請減免の規定がなされています。市の国保税の条例を見ますと、第15条で減免の規定がございまして。その細部については減免取扱要綱で定められています。その中身は、一つが震災・風水害・火災その他の災害により資産に被害を受けたとき、2番目には法第59条に該当したとき、これは収容されたりとかいうことでありますが、3番目に前2号に類する事由または特別な事情があるときというふうに規定されています。基本的には、この市の減免の規定というのは、自然災害を受けたときに減免ができるという規定であります。その他という部分はありますけれども基本的にはそういうことなので、これでは現実には対応がし切れないのではないか。今の現実の社会の中では、自然災害以外に社会的災害、例えば倒産をした、リストラをした、あるいは事業の縮小を余儀なくされた。さらには病気、そうした原因によって生活が困窮するというケースが生まれてきています。そうした場合も減免の対象にするのが、今の社会状況から見て必要ではないかというふうに考えています。そうした例は、今全国あちこちで生まれてきています。インターネットで国民健康保険税減免という項目を入れてクリ

ックすると相当の量が出てきますので、その中の頭に出てきたのが松本市や、あとは幾つか次々と出てきますが、その中で、例えばこういうような規定がなされています。一つだけ例を申し上げますと、これは山口県の宇部市であります。災害・盗難による被害、これが第1番に上げられ、2番目に疾病・負傷その他特別な理由に該当し、収入が生活保護基準の1.5倍に満たない世帯というような規定がなされています。こういうような場合には自然災害と同じように減免の対象にしましょうという例があります。そうした全国各地の例を見るまでもなく、市としてもぜひこのあたりは考えてほしいというふうに思います。

4番目ですが、障害者(児)見舞金に関してであります。

これに関してこうした声が寄せられています。糸貫のときは年1万円見舞金をいただいていたが、今はもらえなくて残念だ、困っている。また、どうしてそうなったのかというような高齢の障害者の声が寄せられています。御承知のとおり、旧糸貫町において障害者の見舞金を出していたわけでありまして。市になって、支給額については2倍、あるいは2倍以上になりましたが、認定を受けたとき、あるいは認定で3級の人が2級になった、そういうようなときに限ってということになりましたので、今まで1万円毎年もらっていたのがもらえなくなったという現象が生まれているわけでありまして。そのことは合併協議会で合意をされた事項で、今すぐどうこうということは言いにくいかもしれません。ただ、考えだけついでに申し上げておきますと、きのうの三島議員の高齢者の祝い金と同じように、私は広く浅くでも出した方がいいんじゃないかという思いは持っております。そのことは、今はさておきまして、とりわけ糸貫において、今までもらっていたものがもらえなくなったという状況の中で、そうした人たちにどういう説明がきちんとなされてきたかということが問題ではないかというふうに思っています。

合併の協議が成り立って、説明会が糸貫地域で言えば2回やられた。けれども、仮にあの施設、ぬくもりの里でやったわけでありまして、100%のいすが埋まったとしても2回やって800人なんです。1世帯で1人としても糸貫は3,000世帯以上ありますので、圧倒的部分はこの説明会には参加していない。いろんな広報で知らせているという部分もありますが、特にこうした高齢の障害者が、そうしたものをきちんと一家の中で手にして物を見る、あるいは説明を聞きに行くということがやりにくい状態にあるわけでありまして、そうした人たちにきちんと理解をしていただく手だてというのは何らか講じられていてしかるべきではなかったかと思いますが、そうしたことについてどのようにお考えなのかということをお伺いし、あわせて昨年度のこの見舞金の実績についてもお伺いをいたしたいと思っております。

最後の5番であります。住民参加体制の具体化と推進をということでありまして。

合併してよかったことは何一つないというような意見が、残念ながらまだまだ多いように思います。その原因の一つには、市が合併して何をしようとしているのか、住民の暮らしにかかわる部分で、どういう方向に進もうとしているのかということがきちんと知らされていないという部分もあるのではないかとこのように思います。合併に反対・賛成は置いておいても、実際に合併したわけでありまして、合併してよかったと言えるようなまちづくりを進めていくことが我々の使命であ

ります。そうした中で特に必要だと思ふのは、今申し上げたような市の方針、考え方をきちんと住民に理解していただくこと。そして、あわせて住民の意見を行政にどう反映させていくのか、このことについてしっかりと考えていくことが必要であり、そのための仕組みづくりが緊急に求められているのではないかとこのように思っています。新市建設計画の中で、行政と住民が協働するまちの中の施策の方針として市政懇談会等の実施が上げられています。さらに、主要事業として行政への住民参加体制の整備を上げています。そこで伺いたいのは、その行政への住民参加体制の整備の具体化と推進をどのように図っていくかと考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上5点でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（白木 健君）

1点目につきまして溝口参与から御回答をお願いします。

参与（溝口義弘君）

それでは、1点目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

先般6月8日でございますけれども、富有柿センターにおきまして、学校関係者、あるいは教育関係者、社会教育の関係の方、いろいろお集まりをいただきまして、開発事業者からメガモールの建設に当たりましての施設の概要、大体おおむねどういうものが入ってくるかというような概要、あるいはこれらの営業時間、そういうものがこの説明会で説明がされたわけでございます。そうした中におきまして、ここにおきましてここに出席をされましたそれぞれの関係の方から、建設期間中、あるいはオープン後を含めて、いろんな児童・生徒の青少年問題について意見が出されました。そんな中で、特に建設中におきましてはやはり交通安全対策、特に糸貫中学の近くであるということで通学路の安全確保、そういうものについての御質問がございました。それからまた、施設がオープンすることによりまして特に心配されておりましたのが、糸貫中学校が、御存じのように今全くフルオープンという形でどこからでも入れるという中で、非常に集客があるという中から見ると、非常に不安を感じるという中で何らかの対策が得られないかという心配の意見、あるいは反面、真正のPTAの会長さんでございますけれども、真正町においては、リバーサイドとかリオワールドなど過去にオープンをしてきたが、そういうちょっとしたアミューズメントといいますが、そういうものの大型店における管理が非常に徹底しているということで、設置者の徹底によればこれもいいのではないかとということで、いろんな問題は起きていないと。その中に、真正町の子は真正町では補導をされるということはないと。よそで補導されるかもわかりませんが、そんなような話をされて、やはり設置者にきちんとした対応をしていただきたいというようなことで、いろいろ意見が出され意見交換がされました。そんなところで、建設期間中においては、必要に応じまして関係者との話し合いの場をできるだけ多く持ち意見を聞くと。また、オープン後においても、やはり施設管理者として青少年犯罪の防止、特にそういうアミューズメントにつきましては、私服の警備員とかガードマン、あるいは監視カメラ等、店挙げてこの徹底をして図っていきたいと。この部分については、やはり最初が肝心だということで、ここは健全な商業施設というのをアピールしたいというような説明があり、また、これについては開発業者と学校、あるいは警察との連携が密にとれるよ

うな体制をとってまいりたいというような話がありました。市としまして、今現在週に1回ですけども、定期的に、商業施設の建設の部分ですけども、打合会を実施しているところでございますけれども、そんな中におきまして、地域の意見を十分聞いた中で、この場を利用しながら話し合いをしているところでございます。また、特に学校関係者の方からもいろんな意見が来ておりますので、このときに事業所に伝えてまいりたいと考えておるところでございます。

また、オープン後におきまして、青少年問題については定期的に業者と協議が持てるような配慮をまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

2点目につきまして高木助役から回答をいただきます。

助役（高木 巧君）

それでは、2点目の織部の里、桜交流ランドの経営改善につきまして御回答を申し上げたいと思います。

織部の里もとす、それから財団法人NEO桜交流ランドでございますが、いずれも私が理事長を仰せつかっておりまして、NEO桜交流ランドにつきましては昨年の5月から、織部の里もとすにつきましては本年の4月からということでございます。そんな意味で、二つにつきまして御回答をさせていただきます。

織部の里の設立の趣旨でございますが、これは、産業の振興、市民の生活及び文化並びに地域経済の発展向上に寄与すること、さらに都市と山村の交流を促進し、魅力のあるまちづくりと地域の活性化に貢献するよう努力することとなっております。産業の振興という面につきましては、昨年度事業報告の中にも触れてございますが、野菜づくりの講習会を地域の人にお集まりいただいて合計4回、多いときで45名の方にお集まりをいただいて、安全な農薬の使用の方法だとか、花卉栽培でどうだとか、こんなような講習会を開いておるようでございます。そのほか、都市と山村との交流という面ではイベントを開催したとか、そんなような事業の内容になってございます。

現在のところ経営状況も良好でございますが、その目的は十分果たされておりますが、さらに事業効果を上げるためにも、議員御提案の営業日、また営業時間、これらの見直しにつきまして、財団の理事会、評議員会におきまして十分検討してまいりたいと考えております。

次に、財団法人NEO桜交流ランドでございますが、これは今議会に事業報告の中でも述べられておりますように、また先ほど議員も御質問の中で御発言がございましたとおり、開業以来最大の赤字という状況でございます。このために、持てる資源を最大限に活用し、集客減、あるいは売上減の流れをとめて、収支の改善を効果的に行うということで努力したいと思っておりますし、さらには増収策といたしまして、外部に対する広告宣伝、それから見込み客の掘り起こし、リピーター等の増等を図りながら、支出削減策としては、光熱水費の削減だとか取引業者の見直し、備品の適正管理、あるいはその使用等々を行いながら事態の改善に向けた抜本的な対策を見出すべく、これにつきまして財団の理事会、評議員会等におきまして、御提言の趣旨を踏まえて、今後十分検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

3点目につきまして島田市民環境部長から答弁をいただきます。

市民環境部長（島田克広君）

それでは、国保税減免制度での改善についてお答えします。

国民健康保険事業は、被保険者の保険税と国庫負担金、県負担金、補助金等により事業が行われていることは御承知のところではありますが、このところの経済の低迷などにより保険税収入の伸び悩み、一方、医療費においては高齢化や医療技術の向上などにより年々増加し、財政は大変厳しい状況にあります。

御質問の国保税減免制度の改善についてでございますが、地方税法では減免についてそれぞれの税目ごとに規定しており、そのほとんどが天災その他特別の事業がある場合において、税の減免を必要と認める者、貧困により生活の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者に限り、条例の定めるところにより減免することができるかと規定されております。このことは、税をみだりに行うものではなく、減免を行うことが客観的に相当であるとする程度の公平性や公共性がある者に限るべきであると理解されるものであり、極めて限定的に取り扱われるべきものと考えております。また、特別会計は、性格上、独立採算を基本とするところでありますから、減免による減収額は、理論的には特別会計の赤字となることから、減免がその他の納税者の負担増につながることになりません。

本市では、低所得者の保険税につきまして、世帯主及びその世帯に属する被保険者の前年所得が一定金額以下の世帯に対しましては、保険税のうち応益割の部分について7割・5割・2割を軽減する制度により対応をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、参考までに申し上げますと、7割・5割・2割の軽減世帯は全体の約3分の1でございます。以上です。

議長（白木 健君）

4点目について、宇野健康福祉部長から答弁をいただきます。

健康福祉部長（宇野利数君）

障害者（児）見舞金に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、こうした声にどうこたえるかということで、先ほどもおっしゃいましたように、合併前の糸貫町時代におきましては、議員御指摘のように、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び町長が特に認めた者、こういった方に毎年見舞金を支給していましたが、合併協議の調整によりまして、現在の支給方法は、手帳の交付を新たに受けた方、ただし等級の変更により従前の等級より上位になった場合、差額を支給するものとして、また支給制限については糸貫町の例によるという合併調整がなされております。

市民の周知の方法としましては、平成14年12月1日の合併協議会だより「夢・みらい」第8号の中で、各種事務事業の取り扱いについて、こういった中で身体障害者等見舞金支給についてお知らせをいたしております。また、平成15年3月に開催された合併に向けた住民説明会資料、合併調整

事項調整方針の社会福祉事業部分で、新市の支給方法についてもお知らせをいたしております。またさらには、15年12月号の広報「いとぬき」の中で合併協議会報告として、福祉関係事業項目として身体障害者等見舞金支給の新市での支給についてお知らせをいたしております。「夢・みらい」及び広報「いとぬき」については全戸配付されまして、住民説明会資料について会場においでの皆様の手へ渡っておりまして、それぞれ御理解いただけたものと解釈をいたしております。

新市になりましてから現在までは、身体障害者手帳等の申請時、また交付時に制度の説明をさせていただきながら、御理解をいただけてまいりますように努めているつもりでございますけれども、先ほど議員お説のとおり、確かに障害者の方はなかなか出にくいというのも現状でございます。今後におきましては、市民の皆様に必要な応じた対応をするなど、事業の御理解について啓発等、なお一層の努力をしてみたい所存でございます。

の昨年度の見舞金の実績はということでございますけれども、昨年度の見舞金の実績について御報告をさせていただきます。

お見舞金を支給させていただいた方につきましては、合計で177名でございます。内訳は、身体障害者手帳取得者141名、この内訳は、新規取得者112名、等級の上位に変更された方29名、療育手帳取得者で24名、この内訳は、新規取得者21名、等級上位変更者が3名、精神障害者保健福祉手帳取得者12名は全員新規取得者となっております。また、支給額については、お見舞金支給の総額で430万5,000円でございます。内訳としましては、身体障害者手帳取得の方に343万5,000円、療育手帳取得の方に51万円、精神障害者保健福祉手帳取得の方に36万円を支給させていただいております。

今後も市民すべての方が、心ふれあい、安心して地域の中で暮らせるまちづくりに努めさせていただき所存でございますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いを申しまして、答弁とさせていただきます。

議長（白木 健君）

5点目につきまして内藤市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

住民参加体制に関しましての御質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、行政と住民と協働するまちづくりということで、合併協議で取り決めをさせていただいているところでございまして、その精神で進めているところでございます。

住民の方々の意見を反映する方策といたしましては、ことし5月、市の公式ホームページを更新しまして、市政に対する御意見、要望等を寄せただけのコーナーを設けさせていただきました。また、市政懇談会を要望される自治会に出しております。部長を初めとする幹部職員を同行させていただいております。平成16年度におきましては、市長座談会を本巣地域北部で開催をいたしました。また、地域座談会につきましても、本巣地域で2回、真正地域で2回開催をいただいております。市民の皆様からの御意見、御要望をお聞かせいただきながら、市政にできるだけ反映をさせていただいているところでございます。

行政と住民が協働するまちづくりへの具体的施策につきましては、NPOを設立する団体につきまして、法人設立の認証を受けた団体がその設立に要する経費を助成し、また公益活動を継続して行う団体には市民活動事業の助成として、1年度につき1回、通算3回まで団体の運営経費を助成する市民活動推進事業助成金交付制度を整備し、行政への住民参加を支援しておりますことは、議会で御議決もいただいて進めているところでございます。

また、樽見鉄道に関しましては、樽見鉄道マイレール促進協議会を立ち上げまして、市民の皆様方、実利用者の方々に参加していただきまして御意見をいただいておりますし、また「もとバス」の利用促進につきましても、もとバス利用市民会議を立ち上げて、これも全く市民の皆様方、利用されるの方々を中心に立ち上げるなどをしております。

また、行政改革大綱の策定委員会につきましても市民の方の参加をしていただくなど、それぞれの機会におきまして、市民の皆様方の御参加をいただいております。このような形で市民参加のまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、再質問をいたします。

まず、1番目につきまして先ほど説明がございました。その中で、6月8日に施設の内容について説明をしたということで、そのときに配付されました配置図、フロアのレイアウトを見ておりますと、きのうも話に出ておりましたけれども、1階部分に小学校低学年以下を対象としたアミューズメント、2階に中学生以上を対象としたアミューズメントが配置をされています。これを見たときに、私は全くこれは約束違反だというふうに思いました。もともと私たちが説明を受け、納得してきたのは、小さい子供対象のゲームコーナーをつくるんだと、そのことについては説明をされてまいりましたし、了承をしてまいりました。そのことは、逆に言えば、まともなゲームセンターのようなものはつukらないと言っているのと同じことなんですね。それを一方的に、今度2階のフロアにアミューズメントを設置するということを、市に相談をしてやってきたわけでは当然ないと思うんですね、業者が一方的にやってきた。であれば、もともと市自身が説明を受けてきたことからすれば、市としても約束違反だというふうに抗議をすべきではないか。このように約束を破られるということであれば、いろんな形の協定書を結んで、協定書のないものについては誠実に協議をしましょうというふうに協定書に書いてありますわね。でも、協議しなくて物事が進められるということが起きたわけです。そういう約束を守らない業者に対して、市として今まで協力してきたことは一体何だったのかということにも問題が行くのではないかというふうに思います。市が、そして我々も認めてきたのは、もう1回繰り返しますが、少なくともゲームセンターはつukらないと、子供向けのゲームコーナーぐらいしかつukらないという前提があって、そういうものだったら周辺の整備等についても協力してもいいのではないかというような形で物事が進んできたと思うんです

ね。それが全く違うということであれば、私はこれは問題だと思うんです。アミューズメントについて、必ずしも反対ではないという意見もあるかもしれませんが、私はあくまでも反対です。最初に申し上げたように、業者が勝手につくるものについては言えないけれども、少なくとも市がこれだけかかわって、市がこれだけ協力して物事が進められている。市が協力しなかったら、予定どおりのオープンというのは絶対不可能なわけですね。そういう中で、やっぱり市が市としての方針をきちんと持って、当初の約束をどうしても変えざるを得ない場合は事前協議をすとか、そういったことがあってしかるべきで、それすらやられていないようなものについては断固抗議をし、撤回を求めてほしいと思います。それが第1番目です。

第2番目の問題につきましては、1点だけ助役に申し上げておきます。

特にNEO桜交流ランドについては、抜本的な改善が必要だというふうに申し上げましたけれども、例がよいかどうかは置いておいて、例えば樽見鉄道について言えば、改善計画、再建計画というのを立てて、それでとりあえず3年間進めていこうということに進んでいますね、実態がどうかというのはとりあえず置いておいて。このNEO桜交流ランドについても、現実的には経営としては危機的な状況になっているというふうに私は思うんですね。であれば、この改善計画というのをきちんと立てて、個々の改善については毎年言われながらも、なおかつ赤字がふえていっているというわけですから、そういう意味での根本的な、あるいは抜本的な改善方向を示す必要があるだろうと思います。だから、協議委員会、理事会等でももちろん協議していただくわけですけど、そういった方向での協議をぜひしてほしいと考えておりますが、その点だけお伺いしておきます。

3番目ですが、私は先ほどの答弁を聞いておって唖然といたしました。何を唖然としたかといいますと、部長はこういうふうに言われましたね。減免についてはみだりに行うものではないというふうに法の解釈をされました。ということは、今現に全国あちこちで、先ほど紹介したような減免をしているところについては、みだりに行っているということですか。それはいかにも、そうした自治体に対する侮辱じゃないですか。法の趣旨は、先ほど触れられた中にちょっとあったように、例えばリストラされた、病気になって働けなくなったと、いろんなさまざまな理由で生活が立ち行かなくなったという場合に対象にならないかと。そういう人たちが今ある法的減免の制度で救える場合はそちらで救えばいいわけですよ。そうでない場合にどうするかということが問題なわけですよ。実際に生活に困るといのは、自然災害、台風、地震、いろんなもので大きな被害を受けて生活が成り立たなくなったという場合だけではないわけですから、そのあたりはもう少し物事の考え方を考えてもらわないとまずいんじゃないか。

かつて、私は個々の減免について、例えば保証人になって、そのことで破産まではいかなかったのですが、破産状態になった。土地等を全部手放した。そういう場合に、当時の町長と交渉して減免の対象にしてもらったということがあります。だから、市長の特認事項でそういったケースはカバーできると思うんですが、でも、それだとその時々市長の判断で、そういう点に温かい人と温かくない人がいて、やらない場合とやる場合とまちまちになってくるので、そのあたりはきちんと確認した方がいいんじゃないかということで、今回質問に取り上げたわけでありまして。そのあたりを

もう一度答弁を願いたいと思います。

4番目については、本当に合併して、とりわけ疎遠になるわけですね、どうしたって。今までの、例えば糸貫なら糸貫、真正なら真正だとほとんど顔を見知った人たちですので、ちょっとした行き違いもすぐカバーできるということがありますけれども、大きくなればなるほどそのあたりというのは疎遠になるので、そこをどう溝を埋めていくかという努力が、大変だとは思いますが、正直言って。でも、その努力をしないと合併効果というのはなかなか上がりにくいんじゃないかというふうに思うので、そのあたりの努力を一層要請したいと思います。

最後の5番ですが、3番の国保のときに申し上げたように、私は体制としてきちんと確立していくことが、この5番の問題についても必要だと思うんですよ。内藤市長はさまざまな問題について、ケース・バイ・ケースでそうした市民参加の協議会なり審議会なりを立ち上げてやっていきたいというふうに言われる。じゃあ市長がかわったときに、私はそんなことはやりたくないという市長になったらもうできないわけですね。だから、新市の建設計画の基本的な方向として、市民参加の体制をつくっていかうということであれば、それはケース・バイ・ケースの問題ではなくて、市の行政と市民との関係の体制としてきちんと形づくっていく、仕組みをつくっていくということが求められるし、そのことが書いてあるんじゃないですか、新市の建設計画には。だから、その時々の方担当者、あるいは市長の考えによって右でも左でも行くというようなことでは体制とは言えませんので、それはきちんと確立すべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（白木 健君）

2番目の回答を、高木助役、お願いします

助役（高木 巧君）

それでは、特に桜交流ランドの経営改善の部分につきまして再度の御質問がございました。

先ほども申し上げましたとおり、開業以来の最大の赤字という状況でございます。これにつきましては、先ほどもお答えをいたしました、通常の経営改善、それから歳出削減策、これだけでは非常に危機的な状況に陥るのではないかという御提言がございました。そういった状況も否定できるわけでもございませんし、幸いNEO桜交流ランドにつきましては、理事さんにおかれても、評議員さんにおかれても、従来の財団、それから株式会社がそれぞれの地域に旧町村単位の理事さんであり、評議員さんであったわけですが、NEO桜交流ランドにつきましては、南部からもそれぞれ理事さん、評議員さんに入っていました。そんな中で、幅広い御意見をいただきながら、ただいま御提言の抜本的な、また根本的な対策をどうするのかというようなことを理事会、評議委員会に諮りながら協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（白木 健君）

3点目の再答弁を島田市民環境部長にお願いします。

市民環境部長（島田克広君）

ただいまの「みだり」の言葉の表現の仕方につきましては、取り消しをさせていただきたいと思

います。私はそういうつもりで言ったのではありませんけれども、そういった受け取り方もできるというふうに思いましたので、取り消しをさせていただきたいと思います。

それから合併協議におきまして、もう少しちょっとつけ加えさせていただきますけれども、合併協議におきまして、所得割・均等割・平等割の3方式を取り入れたわけでございますけれども、医療給付費に見合う税率を定めるということとしておりました。急激な負担増とならないように、合併時の最低税率と思われる町村の税率を採用しまして、税額から算出した税率を使用して、5年間で調整をするということにしております。したがって、5年間は保険税が上がっていくわけですね。低い税率でスタートをして、5年間かけてもとに戻すよと。本来の徴収すべき税率に持っていくということございまして、5年間で税が上がっていく。そうすると、保険者にしますと、今よりは5年かかって税率が上がっていくわけでございます。負担がそれだけふえてくるということでございます。したがって、そういったことでありますので、今、議員のおっしゃいます件につきましては、今のところは現行のままでいきたいということでございます。

それから、参考までに一般会計の繰り入れでございますけれども、平成16年度におきましては2億2,600万円、今年度におきましては1億8,100万円ということでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

議長（白木 健君）

5点目の再答弁を内藤市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

市民と協働するまちづくりの市民の参加体制についてでございますが、市民の参加をしていただきたいということで、先ほど事例を挙げて説明をいたしました。これらにつきましては、それぞれ目的があって、その目的に合った方々に参加していただきたいということで、今のところ進めているわけでございます。

体制づくりにつきましては、市民と協働するまちづくりに関する規定を定めてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

1番初めは回答をしてくれと言っておらんもんで飛んだんやけれども。

参与、お願いします。

参与（溝口義弘君）

それでは御質問にお答えをさせていただきますが、今、議員おっしゃったのは高学年向きのアミューズメントの件だと思っておりますけれども、確かにこの件につきましては、私もこの説明会の折に初めて知ったわけございまして、先ほどから申し上げておりますように、青少年の非行防止という部分につきましては、当然施設があるがいか、ないがいかといえはないがいいというふうには思いますが、管理体制という部分で十分徹底されるということも向こうの方が申されておりますが、初めからこういう話は低学年向けということは聞いておりました。そんな中で、市として、やはり事業者の方へ申し出をしてまいりたいと、話し合いをしてまいりたいというふうに考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1番の問題につきましては、今話し合いをされると言われたけれども、話し合いではないんですね。約束違反なんですから抗議をすべきだと。極端に言えば、言うことを聞いてくれなかったらもう協力しませんよと言ってもおかしくはないでしょう、もともとの約束と違うわけですから。だからそのくらいのつもりで臨んでほしいというふうに思いますが、その辺の決意のほどをお伺いしたいと思います。

ついでに申し上げておきますと、私はどんな場合でも、純粋培養すればいい、子供も無菌室で育てればいなんてことはさらさら思いませんけれども、何回も言っているように、市が協力して施設建設が進んでいくという状況だけに、市としての責任もあるので、市の方針と全く違う方向へ行かれるということについては厳重に抗議すべきだという観点でありますので、ぜひその辺の決意をよろしくお願いいたしますと思います。

それと、3番目の問題については、先ほど島田部長からもう一度答弁ありまして、「みだりに」は取り消しをされましたけれども、その後の説明を聞いておっても、ということで今のところは現行でいきたいと言われたけれども、そのことがどういうふうにつながっているのかちょっとわかりません。5年間かけて上がっていく、負担がふえていくということでしょう。ふえていけば、先ほどから申し上げているような病気とか、いろんなことで生活の困難を来した人は一層苦しくなっていくわけでしょう、どんどんどんどん。そのことを承知しながら、だから現行どおりいきますというのは全く矛盾ではないですか。つじつまが合わないと思います。だから、市長がたびたび言われているけれども、本巢市としての基本的なスタンスとして、福祉・教育を重視していくということはたびたび言われていますね。福祉の中でも、必ずしも100%今までどおりいかどうかというのは置いておいても、少なくともそうした弱者に温かいまちづくりを進めていくというのは原則だと思うんですね。それを私が提案しておるようなことをやって、よそがやっているようなことをやって、どういう差しさわりが出てくるというふうに部長は思っているんですか。相当な問題が出てくると思うんですか。

一つ例を先ほど申し上げましたわね、糸貫のときに破産状態になったという。本当にそういうような場合には、市長の特認事項として可能なわけですから、だから、お金は十分あるけれども減免するということをおっしゃるわけではないんで、それはどういうふうでも対応のしようがあるので、その時々の方針や市長の思いでどちらにも転ぶというようなやり方はやめてほしいということでおっしゃっているんですが、もう少し人情味を持って物事を進めないと、合併してよかったというふうにはさらさらなっていないと思うんですが、どうでしょうか。以上です。

議長（白木 健君）

溝口参与。

参与（溝口義弘君）

決意ということでございますので、市として強く要請をしてみたいというふうに考えております。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

ちょっとわかりにくい説明の仕方です。申しわけなかったと思いますが、私が言いたかったのは、5年間かかって税率が上がっていくということになりますと、保険者の負担がますますふえてくるということでありまして、議員おっしゃるようなことを採用するとしたときに、その分もまた保険者が負う、あるいはまた、一般会計での繰入金が入ってくるということにつながるということをお願いしております。だからして、そういった生活困窮者に対してどうでもいいとか、そういうことを言うわけではなくして、保険者がますます保険税が上がってくるということで、負担を強いられるということをお願いするのでありますので、御理解いただきたいと思っております。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

まだ答弁要りますか。

46番（鶴飼静雄君）

答えになっていないので、先ほどの説明のし直しをただけなので、それだったら答えではないので、先ほど聞いたことに答えてもらいたい。

議長（白木 健君）

はい、どうぞ。

市民環境部長（島田克広君）

何度も繰り返しになって申しわけありません。

保険税が5年間かかって上がっていくということになるわけですので、保険者にしてみるとますます負担がふえてくるということでございます。したがって、先ほど言いましたように、そういった人たちに手を差し伸べることになると、その分は保険者がまたみんなで負うということでございます。その辺を危惧しておるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

それでは、続きまして9番 浅野英彦君の発言を許します。

9番（浅野英彦君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いまして二つさせていただきます。

その前に、私、作為的に一番最後にしたわけではございませんので、ひとつそのことだけ御了承願いたいのと、30分しっかり使われる方の後は、やはりやりにくいなあと思っております。

では1点目、本巣診療所の今後についてということで、4月の新聞に新市の人事の異動が載って

おりました。その記事を見まして、我々北部の老人たちは、診療所の星野先生がやめられると、それが報じられておりましたので、大変心配したんですね、診療所はどうなってしまうんだと、そういうことが少しありました。その後、臨時雇用という形で今もきちんと運営はされておりますが、その記事によって我々本巢の北部地域の、特に御利用されている老人の皆さん方は本当に不安がっております。その点で、今、新市本巢には、根尾、本巢という二つの診療所がございますが、この二つの診療所を、行政改革が推進されている中、今後どのように施設を運用されていくかという部分をちょっとお聞きしたいと思います。市長に基本的な考え方をお聞きしておきたいと思ます。

そして2点目ですが、本巢地域の公園整備についてという題ですが、旧糸貫・真正地域は、市民の皆さんの福祉、それから文化の発展というような意味で、また住民の皆さん方のためにという思いで、地域の公園の整備がかなり推進されておるように思います。また、根尾地域も観光増進というような格好で公園整備が着々となされております。先般の新市の市立公園条例も制定されましたが、その中で私が一番に感じましたことは、私のおる本巢地域は公園整備事業が少しおくれているなど痛切に感じまして、今後この公園整備事業に対して、総合計画も今着々と進んでおるように思われます。そんな中、担当部の方々は、我々本巢地域に対しての公園整備に関してどのように考えておられるかをちょっとお聞きしたいと思います。

この2点ですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

議長（白木 健君）

1点目について、内藤市長、答弁をお願いします。

市長（内藤正行君）

本巢診療所の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

本巢診療所は、昭和33年に本巢村国民健康保険診療所として開設され、昭和35年の町制施行により本巢町国民健康保険診療所となって、さらに16年2月1日には合併をいたしまして今日に至っているわけでございます。

診療は、合併前と同じ月曜日から金曜日の午前及び勤労者のために木曜日の午後4時から7時まで行っており、午後には往診のほか、在宅ケアの充実を図りますため、平成12年度からは介護保険制度によります訪問看護を実施し、本巢北部の地域に密着した唯一の重要な医療機関として、小規模ながら貢献をさせていただいているところでございます。幸い地域住民の信頼も厚い星野先生、退職になりましたけれども、再雇用をさせていただいております、また宮本という先生も半日出向いただいております。

御質問の診療所の今後についてでございますが、根尾診療所も含めて、今年中に行政改革大綱を策定するべく取り組みを行っております。その中で検討していくこととなりますが、今後どちらの地域におきましても過疎化・高齢化の波は避けられないと、このように認識をしております。二つの診療所の財政負担も大変過重になっておるといことも事実であります。そんな中にありまして、今後、医師の確保という課題はございますけれども、当面は現体制を維持していきたいと考え

ておりますので、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

2点目について、高橋企画部長から答弁をお願いします。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、最後の2点目の御質問の、本巢地域の公園整備についてということについてお答えさせていただきます。

現在、本巢市で管理しております公園につきましては、淡墨公園とか文殊の森公園のような大きな公園から都市公園や地域公園など、その形態は多様なものでございます。また、地域には人口密度に応じて公園等が整備されているところがございます。公園は、新市建設計画の中の快適な生活基盤を備えたまちと、この項目にありますように、快適で質の高い生活環境を創出していくために必要な施設であるというふうに考えております。地域公園等の整備につきましては、その地域の住民の人数や立地、それから地域の要望等を参酌しながら、適宜、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（白木 健君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

1点目ですが、これからは現行でやっていくという話をお聞きしたんですが、この行革の中で私が今一番心配していることは、本当に我々、山口のトンネルから旧富山地域と言われる方々が一番利用されておるんですが、人数的にも過疎化によって千二、三百かなとは思いますが、本当に今までにこの医療施設に対しては大きな思いで利用させてきていただいておりますし、また高齢者が本当にふえている中、通所するにも三、四キロメートルという程度で、車の運転なり、自転車で行くよりはできますが、南部まで来ようと思うと、やっぱり7キロ、8キロ、10キロ超えるような距離を自分で運転して来たりすると、家族の者も大変に思います。そんな意味では、この運営の仕方をいろんな方法で考えていっていただきたいんですが、閉所するような話ではなく、医療施設を必ず何とか残していただくよう御要望をしておきたいとします。

そして、公園整備の方も何とか頑張ってやっていただくようお願いしたいと思います。

二つの要望で終わりたいとします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議長さんのお許をいただいたわけですが、先ほど竹中議員さんからここの場での質問がございまして、答弁できなかったものから、これははっきりしておきませんと何か裏があるようにとられてもいけないので、明確にしておかないかと思ひまして、お話をさせていただきます。

全体は参与より御報告いたしますが、4月28日に総務常任協議会が開かれまして、それで解体に

ついでの説明をさせていただきました。これは9時から行われました。このときに既に交付金が交付されないということがわかっておったんじゃないかと、このようにおっしゃるわけですが、実はこの日、私、県の市長会が同じ日に1時半から恵那市でありましたので、総務常任協議会にも出席させていただきましてごあいさつをし、途中で退席をさせていただきまして市長会の方へ出ました。その市長会で知事に、いろんな見直しをするということで、当初16年度の交付する予定の交付金までそんなふうにならなくて困るということを知事に強く申し入れたわけですし、その日はまだそんなこと決まっていなかったわけですから、そういうふうには知事も申しましたわけですので、その点をアイバイがあるということ、まず申し上げておきます。

参与（溝口義弘君）

それでは、アイバイのアリバイをまたお話をさせていただきますが、実はこの件につきましては、4月25日ですけれども、県庁で合併支援交付金の事務的なヒアリングがございました。そんな中で、当初予算作成時の状況で我々は臨んだんですけれども、少し感触が違うというような思いを受けたわけですが、まだそのときも計画書をつくってくださいというようなお話がございました。それで、我々は何とかいけるのかなという話はしながら、やはり一抹の不安は感じておりましたが、そのことを市長に伝えたということで、4月28日時点ではこの部分については明確になっていなかったということでございまして、総務常任委員会の折にはようお話をしなかったが、市長はそのことを踏まえて、市長会の方で県の考え方をころころ変えてもらっては困るということで、強く要請されたということでございます。そうした中で、実際にこの部分について、5月17日、県の振興局を通じまして、支援交付金の対応についての取り扱いの一部見直しといたしますが、その部分について連絡を受けたということで、5月18日の全協でお話をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

30番（大西徳三郎君）

一つちょっとお願いをしたいと思います。

先ほど鵜飼議員の1番目の質問の青少年対策の質問で参与から答弁ありましたが、真正町の子供は外で悪いことをしておるといような答弁がありました。その内容は、真正町のPTA関係者の人がリオワールドやリバーサイドではそういうことはしないけど、外でしておると言われたということをそのまま溝口参与は言われたと思うんです。しかし、正式なこの本会議の答弁の席において、その言葉はやっぱりとめておかないかん。真正町の子供が外で万引きしておるなんて、そんな答弁は私は不適切だと思います。訂正していただきまして、議事録から削除していただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

取り消し答弁をお願いします。

参与（溝口義弘君）

私が申し上げましたのは、真正町の大型店舗では真正町の子供さんは補導されたことはない。ただ、外では補導というのはあるだろうと。今度はこちらにできれば、これはちょっと先ほどの答

弁と違いますが、そのときの状況をお話ししますと、今度は真正の子がこっちに来るんじゃないかなという話はされました。そういうことです。真正町の中では真正町の子供さんは補導はされていませんということです。

議長（白木 健君）

真正町の中学生は一人もおらんのやでね。不登校者は一人もおらんのやで、そんなところは珍しいと思う。そんな大型スーパーがあったって何も関係ないがね。地域の皆さんで守らないかと。そういうことで、基本的にはみんな考え方は一緒やて。

30番（大西徳三郎君）

そういうことは本会議では僕は発言してほしくないと思う。そういうことを言いたかった。だから、僕は削除してほしい、議事録の。

参与（溝口義弘君）

じゃあその部分につきましては、真正町においては大型店舗が2店あるわけなんですけれども、そういう中での真正町での問題は起きていないというふうに訂正をさせていただきます。

議長（白木 健君）

以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。よって、市政一般に対する一般質問は、これをもって終了いたします。

散会の宣告

議長（白木 健君）

本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日6月24日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員